

議案第 1 1 号

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 9 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

杉並区事務手数料条例（平成 1 2 年杉並区条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 3 の項から 5 7 の項までを次のように改める。

2 3 食 品衛生 法（昭 和 2 2 年法律 第 2 3 3 号） 第 5 5 条第 1 項及び 食品衛 生法施 行 令 （昭和 2 8 年 政令第 2 2 9 号）第 3 5 条 の規定 に基づ く飲食 店営業 の許可 の申請 に対する 審査 （卸売 市場外 営業に 限る。）	飲食店 営業許 可申請 手数料	飲食店（移動飲食店又は臨時飲食店を除く。）営業 1 件につき 1 8, 3 0 0 円 移動飲食店営業又は臨時飲食店営業 1 件につき 5, 6 0 0 円	許可 申請 のとき。
	飲食店 営業許 可更新 申請手 数料	飲食店（移動飲食店又は臨時飲食店を除く。）営業 1 件につき 8, 9 0 0 円 移動飲食店営業又は臨時飲食店営業 1 件につき 2, 7 0 0 円	許可 更新 申請 のとき。
2 4 食 品衛生 法第 5 5 条第 1 項及 び食品 衛生法 施行令 第 3 5 条の規 定に基 づく調 理の機 能を有 する自 動販売 機により 食品を 調理し、 調理され た食品	調理の 機能を 有する 自動販 売機に より食 品を調 理し、 調理さ れた食 品を販 売する 営業許 可申請 手数料	1 件につき 7, 2 0 0 円	許可 申請 のとき。
	調理の 機能を 有する 自動販 売機に	1 件につき 5, 1 0 0 円	許可 更新 申請 のとき。

を販売する営業の許可申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	より食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料		
25 食品衛生法第5条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉販売業の許可申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	食肉販売業許可申請手数料	1件につき 11,500円	許可申請のとき。
	食肉販売業許可更新申請手数料	1件につき 5,700円	許可更新申請のとき。
26 食品衛生法第5条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく魚介類販売業の許可申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	魚介類販売業許可申請手数料	1件につき 11,500円	許可申請のとき。
	魚介類販売業許可更新申請手数料	1件につき 5,700円	許可更新申請のとき。
27 食品衛生法第5条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく魚介類競り売り営業の許可申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	魚介類競り売り営業許可申請手数料	1件につき 25,200円	許可申請のとき。
	魚介類競り売り営業許可更新申請手数料	1件につき 12,600円	許可更新申請のとき。
28 食品衛生	集乳業許可申	1件につき 11,500円	許可申請

法第5条第5条第1項及び食品衛生法第35条の規定に基づく集乳業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	請手数料		のとき。
	集乳業許可更新申請手数料	1件につき 5,700円	許可更新申請のとき。
29 食品衛生法第5条第1項及び食品衛生法第35条の規定に基づく乳処理業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	乳処理業許可申請手数料	1件につき 25,200円	許可申請のとき。
	乳処理業許可更新申請手数料	1件につき 12,600円	許可更新申請のとき。
30 食品衛生法第5条第1項及び食品衛生法第35条の規定に基づく特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	1件につき 25,200円	許可申請のとき。
	特別牛乳搾取処理業許可更新申請手数料	1件につき 12,600円	許可更新申請のとき。
31 食品衛生法第5条第1項及び食品衛生法第35条の規定に基づく食肉処理業の許可の申請に対する審査	食肉処理業許可申請手数料	1件につき 25,200円	許可申請のとき。
	食肉処理業許可更新申請手数料	1件につき 12,600円	許可更新申請のとき。

査（卸売市場外営業に限る。）			
32 食品衛生法第5条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	食品の放射線照射業許可申請手数料	1件につき 25,200円	許可申請のとき。
	食品の放射線照射業許可更新申請手数料	1件につき 12,600円	許可更新申請のとき。
33 食品衛生法第5条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく菓子製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	菓子製造業許可申請手数料	1件につき 16,800円	許可申請のとき。
	菓子製造業許可更新申請手数料	1件につき 8,400円	許可更新申請のとき。
34 食品衛生法第5条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	1件につき 16,800円	許可申請のとき。
	アイスクリーム類製造業許可更新申請手数料	1件につき 8,400円	許可更新申請のとき。
35 食品衛生法第5条第1項及び食品衛生法	乳製品製造業許可申請手数料	1件につき 25,200円	許可申請のとき。

<p>施行令第35条の規定に基づく乳製品製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>			
	<p>乳製品製造業許可更新申請手数料</p>	<p>1件につき 12,600円</p>	<p>許可更新申請のとき。</p>
<p>36 食品衛生法第5条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>清涼飲料水製造業許可申請手数料</p>	<p>1件につき 25,200円</p>	<p>許可申請のとき。</p>
	<p>清涼飲料水製造業許可更新申請手数料</p>	<p>1件につき 12,600円</p>	<p>許可更新申請のとき。</p>
<p>37 食品衛生法第5条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉製品製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>食肉製品製造業許可申請手数料</p>	<p>1件につき 25,200円</p>	<p>許可申請のとき。</p>
	<p>食肉製品製造業許可更新申請手数料</p>	<p>1件につき 12,600円</p>	<p>許可更新申請のとき。</p>
<p>38 食品衛生法第5条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく水産製品製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>水産製品製造業許可申請手数料</p>	<p>1件につき 19,200円</p>	<p>許可申請のとき。</p>
	<p>水産製品製造業許可更新申請手数料</p>	<p>1件につき 9,600円</p>	<p>許可更新申請のとき。</p>

限る。)			
39 食品衛生法第5条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく氷雪製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	氷雪製造業許可申請手数料	1件につき 25,200円	許可申請のとき。
	氷雪製造業許可更新申請手数料	1件につき 12,600円	許可更新申請のとき。
40 食品衛生法第5条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく液卵製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	液卵製造業許可申請手数料	1件につき 13,200円	許可申請のとき。
	液卵製造業許可更新申請手数料	1件につき 7,800円	許可更新申請のとき。
41 食品衛生法第5条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食用油脂製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	食用油脂製造業許可申請手数料	1件につき 25,200円	許可申請のとき。
	食用油脂製造業許可更新申請手数料	1件につき 12,600円	許可更新申請のとき。
42 食品衛生法第5条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくみそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料	みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料	1件につき 19,200円	許可申請のとき。
	みそ又はしょうゆ	1件につき 9,600円	許可

しょうゆ製造業の許可申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	はしょうゆ製造業許可更新申請手数料		更新申請のとき。
43 食品衛生法第5条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく酒類製造業の許可申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	酒類製造業許可申請手数料	1件につき 19,200円	許可申請のとき。
	酒類製造業許可更新申請手数料	1件につき 9,600円	許可更新申請のとき。
44 食品衛生法第5条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく豆腐製造業の許可申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	豆腐製造業許可申請手数料	1件につき 16,800円	許可申請のとき。
	豆腐製造業許可更新申請手数料	1件につき 8,400円	許可更新申請のとき。
45 食品衛生法第5条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく納豆製造業の許可申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	納豆製造業許可申請手数料	1件につき 16,800円	許可申請のとき。
	納豆製造業許可更新申請手数料	1件につき 8,400円	許可更新申請のとき。
46 食品衛生法第5条第1項及	麺類製造業許可申請手数料	1件につき 16,800円	許可申請のとき。

食品衛生法第35条に基づく種類製造業の許可申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	種類製造業許可更新申請手数料	1件につき 8,400円	許可更新申請のとき。
	47 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法第35条の規定に基づくそ	そうざい製造業許可申請手数料	1件につき 25,200円
うざい製造業の許可申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	そうざい製造業許可更新申請手数料	1件につき 12,600円	許可更新申請のとき。
	48 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法第35条の規定に基づく複	複合型そうざい製造業許可申請手数料	1件につき 35,200円
合型そうざい製造業の許可申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	複合型そうざい製造業許可更新申請手数料	1件につき 23,300円	許可更新申請のとき。
	49 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法第35条の規定に基づく冷	冷凍食品製造業許可申請手数料	1件につき 25,200円
凍食品製造業の許可申請に対する審査（卸売	冷凍食品製造業許可更新申請手数料	1件につき 12,600円	許可更新申請のとき。

市場外 営業に 限る。)			
50 食 品衛 生法 第5 条第 1項 及 び食 品衛 生法 施行 令第 35 条の 規定 に基 づく 複 合 型 冷 凍 食 品 製 造 業 の 許 可 の 申 請 に 対 す る 審 査 (卸 売 市 場 外 営 業 に 限 る。)	複合型 冷凍食 品製造 業許可 申請手 数料	1件につき 35,200円	許可 申請 の と き。
	複合型 冷凍食 品製造 業許可 更新申 請手数 料	1件につき 23,300円	許可 更新 申 請 の と き。
51 食 品衛 生法 第5 条第 1項 及 び食 品衛 生法 施行 令第 35 条の 規定 に基 づく 漬 物 製 造 業 の 許 可 の 申 請 に 対 す る 審 査 (卸 売 市 場 外 営 業 に 限 る。)	漬物製 造業許 可申請 手数料	1件につき 13,200円	許可 申請 の と き。
	漬物製 造業許 可更新 申請手 数料	1件につき 7,800円	許可 更新 申 請 の と き。
52 食 品衛 生法 第5 条第 1項 及 び食 品衛 生法 施行 令第 35 条の 規定 に基 づく 密 封 包 装 食 品 製 造 業 の 許 可 の 申 請 に 対 す る 審 査 (卸 売 市 場 外 営 業 に 限 る。)	密封包 装食品 製造業 許可申 請手数 料	1件につき 19,200円	許可 申請 の と き。
	密封包 装食品 製造業 許可更 新申 請手 数料	1件につき 9,600円	許可 更新 申 請 の と き。
53 食 品衛 生法 第5 条第 1項 及 び食 品衛 生法 施行 令	食品の 小分け 業許可 申請手 数料	1件につき 21,600円	許可 申請 の と き。

第35条の規定に基づく食品の小分け小業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	食品の小分け小業許可更新手数料	1件につき 14,000円	許可更新申請のとき。
	54 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく添加物製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	添加物製造業許可申請手数料	1件につき 25,200円
	添加物製造業許可更新申請手数料	1件につき 12,600円	許可更新申請のとき。
55から57まで削除			

別表第1中57の2の項から58の項までを削り、58の2の項を58の項とし、同表の64の項中「第1条の5」を「第2条の3」に改め、同表の65の項中「第1条の6」を「第2条の4」に改め、同表の65の3の項中「第3項」を「第4項」に改め、同表の65の6の項中「第13項」を「第15項」に改め、同表の65の7の項中「第4項」を「第6項」に改め、同表の123の6の項及び123の7の項を次のように改める。

123の6 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項に基づく低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	次のア及びイに掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物については、92の2の項、92の3の項、92の4の項又は92の5の項に掲げる額（申請に係る計画に特定構造計算基準等適合審査をする部分が含まれる場合においては、特定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに77の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基につき92の7の項又は92の8の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）	認定申請のとき。		
	ア 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると区長が定	一戸建ての住宅	1件につき	4,700円	
	共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）	一の住戸ごとの申請の場合	申請戸数が1のもの	1件につき	4,700円
			同時に申請する戸数が2以上5以下のもの	1件につき	9,400円
			同時に申請する戸数が6以上10以下のもの	1件につき	16,000円
同時に申請する戸数が11以上25以下のもの			1件につき	27,000円	

に対する審査	める機関（以下「適合性確認機関」という。）が認めた場合		同時に申請する戸数が26以上50以下のもの	1件につき	45,000円	
			同時に申請する戸数が51以上100以下のもの	1件につき	82,000円	
			同時に申請する戸数が101以上200以下のもの	1件につき	131,000円	
			同時に申請する戸数が201以上300以下のもの	1件につき	170,000円	
			同時に申請する戸数が301以上のもの	1件につき	185,000円	
		一の建築物の申請の場合	住戸の部分	1棟の総戸数が1のもの	1部分につき	4,700円
				1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1部分につき	9,400円
				1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1部分につき	16,000円
				1棟の総戸数が11以上25以下のもの	1部分につき	27,000円
				1棟の総戸数が26以上50以下のもの	1部分につき	45,000円
				1棟の総戸数が51以上100以下のもの	1部分につき	82,000円
				1棟の総戸数が101以上200以下のもの	1部分につき	131,000円
				1棟の総戸数が201以上300以下のもの	1部分につき	170,000円
				1棟の総戸数が301以上のもの	1部分につき	185,000円
		共用廊下等の部分（住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。以下同じ。）	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき	9,300円	
当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1部分につき		16,000円			
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき		26,000円			
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき		80,000円			

			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1部分につき	126,000円
	非住宅の部分(住戸の部分(人の居住の用途に供する部分に限る。)及び共用廊下等の部分以外の部分をいう。以下同じ。)		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき	9,300円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1部分につき	16,000円
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき	26,000円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき	80,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1部分につき	126,000円
		その他の建築物		建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	1件につき
			建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき	16,000円
			建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき	26,000円
			建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき	80,000円
			建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1件につき	126,000円
イ その他の場合	一戸建ての住宅			1件につき	35,000円
	共同住宅等	一の住戸ごとの申請の場合	申請戸数が1のもの	1件につき	35,000円
			同時に申請する戸数が2以上5以下のもの	1件につき	69,000円
			同時に申請する戸数が6以上10以下のもの	1件につき	97,000円

		同時に申請する戸数が11以上25以下のもの	1件につき	137,000円
		同時に申請する戸数が26以上50以下のもの	1件につき	197,000円
		同時に申請する戸数が51以上100以下のもの	1件につき	283,000円
		同時に申請する戸数が101以上200以下のもの	1件につき	385,000円
		同時に申請する戸数が201以上300以下のもの	1件につき	508,000円
		同時に申請する戸数が301以上のもの	1件につき	600,000円
一の建築物の申請の場合	住戸の部分	1棟の総戸数が1のもの	1部分につき	35,000円
		1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1部分につき	69,000円
		1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1部分につき	97,000円
		1棟の総戸数が11以上25以下のもの	1部分につき	137,000円
		1棟の総戸数が26以上50以下のもの	1部分につき	197,000円
		1棟の総戸数が51以上100以下のもの	1部分につき	283,000円
		1棟の総戸数が101以上200以下のもの	1部分につき	385,000円
		1棟の総戸数が201以上300以下のもの	1部分につき	508,000円
		1棟の総戸数が301以上のもの	1部分につき	600,000円
		共用廊下等の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき
当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1部分につき		138,000円	
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを	1部分につき		180,000円	

				超え2,000平方メートル以内のもの			
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき	280,000円	
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1部分につき	359,000円	
			非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき	242,000円	
				当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1部分につき	300,000円	
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき	384,000円	
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき	546,000円	
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1部分につき	670,000円	
		その他の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	1件につき	242,000円		
			建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき	300,000円		
			建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき	384,000円		
			建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき	546,000円		
			建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1件につき	670,000円		
123の7 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	次のア及びイに掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について、92の2の項、92の3の項、92の4の項又は92の5の項に掲げる額（申請に係る計画に特定構造計算基準等適合審査をする部分が含まれる場合においては、特定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに77の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基につき92の7の項又は92の8の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）					変更認定申請のとき。

第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の申請に対する審査

ア 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると適合性確認機関が認めた場合	一戸建ての住宅		1件につき	3,300円	
	共同住宅等	一の住戸ごとの申請の場合	申請戸数が1のもの	1件につき	3,300円
			同時に申請する戸数が2以上5以下のもの	1件につき	6,600円
			同時に申請する戸数が6以上10以下のもの	1件につき	11,000円
			同時に申請する戸数が11以上25以下のもの	1件につき	19,000円
			同時に申請する戸数が26以上50以下のもの	1件につき	32,000円
			同時に申請する戸数が51以上100以下のもの	1件につき	58,000円
			同時に申請する戸数が101以上200以下のもの	1件につき	93,000円
			同時に申請する戸数が201以上300以下のもの	1件につき	122,000円
			同時に申請する戸数が301以上のもの	1件につき	134,000円
	一の建築物の申請の場合	住戸の部分	1棟の総戸数が1のもの	1部分につき	3,300円
			1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1部分につき	6,600円
			1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1部分につき	11,000円
			1棟の総戸数が11以上25以下のもの	1部分につき	19,000円
			1棟の総戸数が26以上50以下のもの	1部分につき	32,000円
			1棟の総戸数が51以上100以下のもの	1部分につき	58,000円
			1棟の総戸数が101以上200以下のもの	1部分につき	93,000円
			1棟の総戸数が201以上300以下のもの	1部分につき	122,000円
			1棟の総戸数が301以上のもの	1部分につき	134,000円
		共用廊下等の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき	6,500円
当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの			1部分につき	11,000円	
	当該部分の床	1部分につき	18,000円		

		面積の合計が 1,000平方メートルを 超え2,000平方メートル以内のもの		
		当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートルを 超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき	56,000円
		当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートルを 超え1万平方メートル以内のもの	1部分につき	88,000円
	非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	1部分につき	6,500円
		当該部分の床面積の合計が 300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの	1部分につき	11,000円
		当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき	18,000円
		当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき	56,000円
		当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1部分につき	88,000円
		その他の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	1件につき
	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		1件につき	11,000円
	建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		1件につき	18,000円
	建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの		1件につき	56,000円
	建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの		1件につき	88,000円
イ その	一戸建ての住宅		1件につき	18,000円

他の場合

共同住宅等	一の住戸ごとの申請の場合	申請戸数が1のもの	1件につき	18,000円	
		同時に申請する戸数が2以上5以下のもの	1件につき	37,000円	
		同時に申請する戸数が6以上10以下のもの	1件につき	52,000円	
		同時に申請する戸数が11以上25以下のもの	1件につき	74,000円	
		同時に申請する戸数が26以上50以下のもの	1件につき	108,000円	
		同時に申請する戸数が51以上100以下のもの	1件につき	159,000円	
		同時に申請する戸数が101以上200以下のもの	1件につき	221,000円	
		同時に申請する戸数が201以上300以下のもの	1件につき	291,000円	
		同時に申請する戸数が301以上のもの	1件につき	342,000円	
	一の建築物の申請の場合	住戸の部分	1棟の総戸数が1のもの	1部分につき	18,000円
			1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1部分につき	37,000円
			1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1部分につき	52,000円
			1棟の総戸数が11以上25以下のもの	1部分につき	74,000円
			1棟の総戸数が26以上50以下のもの	1部分につき	108,000円
			1棟の総戸数が51以上100以下のもの	1部分につき	159,000円
			1棟の総戸数が101以上200以下のもの	1部分につき	221,000円
			1棟の総戸数が201以上300以下のもの	1部分につき	291,000円
			1棟の総戸数が301以上のもの	1部分につき	342,000円
		共用廊下等の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき	57,000円

		当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1部分につき	72,000円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき	96,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき	156,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1部分につき	205,000円
	非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき	123,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1部分につき	154,000円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき	198,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき	290,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1部分につき	361,000円
その他の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	1件につき	123,000円	
	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき	154,000円	
	建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき	198,000円	
	建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき	290,000円	

			建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1件につき	361,000円	
--	--	--	--------------------------------------	-------	----------	--

別表第1の123の8の2の項から123の11の項までを次のように改める。

123の8の2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項及び第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査	建築物エネルギー消費性能適合性判定審査手数料	次のア及びイに掲げる区分に応じ、1件につき、次に掲げる額			提出又は通知のとき。		
		ア 非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）用途が工場等（危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場若しくは畜場、汚物処理場又はごみ焼却場その他の処理施設をいう。123の8の3の項及び123の8の4の項において同じ。）のみのもの	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの			16,700円	
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの			27,100円	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの			80,400円	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの			128,000円	
			当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの			161,000円	
		イ ア以外の非住宅部分	モデル建物法による場合（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号ロに定める基準による場合をいう。123の8の3の項、123の8の4	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの			110,700円
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの			145,700円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの			235,700円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの			309,000円

		の項及び123の11の項において同じ。)	当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	371,000円	
		標準入力法等による場合(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準による場合をいう。123の8の3の項、123の8の4の項及び123の11の項において同じ。)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	284,400円	
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	367,100円	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	523,700円	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	646,000円	
			当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	763,000円	
123の8の3	建築物エネルギー消費性能適合性判定変更審査手数料	次のア及びイに掲げる区分に応じ、1件につき、次に掲げる額			提出又は通知のとき。
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項及び第13条第3項の規定に基づく変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査		ア 非住宅部分の用途が工場等のみのもの	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	11,800円	
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100円	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	56,400円	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	90,000円	
			当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	113,000円	
イ ア以外の非住宅部分		モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	77,600円	
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,100円	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	165,100円	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	216,000円	
			当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	260,000円	
		標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	199,200円	
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	257,100円	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	366,700円	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	453,000円	
	当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの		535,000円		
123の8の4	建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更証明申請手数料	次のア及びイに掲げる区分に応じ、1件につき、次に掲げる額			証明申請のとき。
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項及		ア 非住宅部分の用途が工場等のみのもの	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	11,800円	
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100円	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	56,400円	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方	90,000円	

び第13条第3項並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に変更していることの証明の申請に対する審査		メートル未満のもの					
		当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの			113,000円		
		イ ア以外の非住宅部分	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	77,600円		
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,100円		
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	165,100円		
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	216,000円		
				当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	260,000円		
			標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	199,200円		
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	257,100円		
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	366,700円		
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	453,000円		
当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	535,000円						
123の9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定の申請に対する審査	次のア及びイに掲げる区分に応じ、1件につき、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について、92の2の項、92の3の項、92の4の項又は92の5の項に掲げる額（申請に係る計画に特定構造計算基準等適合審査をする部分が含まれる場合においては、特定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに77の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基につき92の7の項又は92の8の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）			認定申請のとき。		
		ア 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	(1) 一戸建ての住宅			5,100円	
			(2) (1) 以外の建築物	住戸ごとの申請の場合		当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円
						当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	21,000円
						当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,000円
						当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	81,000円
			一の建築物の申請の場合	住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円
						当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	21,000円
						当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル	46,000円

				未満のもの			
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	81,000円		
			非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円		
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,700円		
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,100円		
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	80,400円		
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	128,000円		
				当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	161,000円		
				当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	201,000円		
イ ア以外の場合	(1) 一戸建ての住宅				当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,400円	
				当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	38,400円		
	(2) (1) 以外の建築物	住戸ごとの申請の場合			当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,100円	
					当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	116,000円	
					当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	196,000円	
					当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	281,000円	
		一の建築物の申請の場合	住宅部分			当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,100円
						当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	116,000円

		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	196,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	281,000円
非住宅部分	モデル建物法による場合（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ（2）及びロ（2）に定める基準による場合をいう。123の10の項において同じ。）	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	87,100円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	110,700円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,700円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	235,700円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	309,000円
		当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	371,000円
		当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	435,000円
		標準入力法等による場合（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ（1）及びロ（1）に定める基準による場合をいう。123の10の項において同じ。）	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		284,400円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		367,100円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		523,700円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの		646,000円
	当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの		763,000円
			当該部分の床面積の合計が2万5,000

						0平方メートル以上のもの			
123の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	次のア及びイに掲げる区分に応じ、1件につき、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について、92の2の項、92の3の項、92の4の項又は92の5の項に掲げる額（申請に係る計画に特定構造計算基準等適合審査をする部分が含まれる場合においては、特定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに77の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基につき92の7の項又は92の8の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）						変更認定申請のとき。	
		ア 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを書類として区長が定めるものが提出された場合	(1) 一戸建ての住宅						3,700円
			(2) (1) 以外の建築物	住戸ごとの申請の場合	当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6,900円			
					当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	15,000円			
					当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	32,000円			
					当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	57,000円			
			一の建築物の申請の場合	住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6,900円			
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	15,000円			
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	32,000円			
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	57,000円			
				非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6,900円			
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	11,800円			
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100円			
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	56,400円			
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	90,000円			
		当該部分の床面積の	113,000円						

				合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの			
				当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	141,000円		
イ ア以 外の場 合	(1) 一戸建ての住宅			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	24,200円		
				当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	27,000円		
	(2) (1) 以外の建築物	住戸ごとの申請の場合			当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	48,500円	
					当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	81,000円	
					当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	138,000円	
					当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	197,000円	
	一の建築物の申請の場合	住宅部分			当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	48,500円	
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	81,000円	
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	138,000円	
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	197,000円	
		非住宅部分	モデル建物法による場合			当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	61,100円
						当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	77,600円
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,100円	
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	165,100円	
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万	216,000円				

						平方メートル未満のもの		
						当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	260,000円	
						当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	305,000円	
					標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	159,100円	
						当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	199,200円	
						当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	257,100円	
						当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	366,700円	
						当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	453,000円	
						当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	535,000円	
						当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	610,000円	
123の 11 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	次のア及びイに掲げる区分に応じ、1件につき、次に掲げる額						認定申請のとき。
		ア 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	(1) 一戸建ての住宅				5,100円	
			(2) (1)以外の建築物	住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		9,700円	
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		21,000円	
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		46,000円	
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル以内のもの		81,000円	
				非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		9,700円	
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		16,700円	

				0平方メートル未満のもの		
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,100円	
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	80,400円	
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	128,000円	
				当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	161,000円	
イ ア以外の場合	(1) 一戸建ての住宅	性能基準による場合（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)(i)及びロ(1)に定める基準による場合をいう。）		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,400円	
				当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	38,400円	
		モデル住宅法による場合（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)に定める基準による場合をいう。）		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	17,700円	
				当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	19,100円	
	仕様基準による場合（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に定める基準による場合をいう。以下同じ。）		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	17,700円		
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	19,100円		
	(2) (1)以外の建築物	住宅部分	性能基準による場合（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)(i)若しくは(ii)及びロ(1)又は同項第3号に定める基準による場合をいう。）		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,100円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	116,000円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	196,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	281,000円
フロア入力法による場合（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に定			当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	33,100円		
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	58,000円		
			当該部分の床面積の合計が2,000平	104,000円		
			当該部分の床面積の合計が2,000平			

		める基準による場合をいう。)	方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	157,000円
		仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	33,100円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	58,000円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	104,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル以内のもの	157,000円
非住宅部分	モデル建物法による場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	87,100円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	110,700円
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,700円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	235,700円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	309,000円
			当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	371,000円
	標準入力法等による場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	227,100円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	284,400円
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	367,100円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	523,700円

					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	646,000円	
					当該部分の床面積の合計が1万平方メートルのもの	763,000円	

別表第1備考9中「第29条第3項」を「第34条第3項」に改め、同表備考10中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に、「第30条第1項」を「第35条第1項」に改め、同表備考16を同表備考18とし、同表備考6から同表備考15までを同表備考8から同表備考17までとし、同表備考5の次に次のように加える。

- 7 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することを確かめる場合（123の9の項ア及び123の10の項アの場合を除く。）の手数料の額は、123の9の項イ又は123の10の項イに掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

別表第1備考5を同表備考6とし、同表備考4を同表備考5とし、同表備考3を同表備考4とし、同表備考2の次に次のように加える。

- 3 建築物エネルギー消費性能適合性判定審査手数料、建築物エネルギー消費性能適合性判定変更審査手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更証明申請手数料又は建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料について、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することを確かめる場合（123の8の2の項ア、123の8の3の項ア及び123の8の4の項アの非住宅部分の用途が工場等のみのものの場合並びに123の11の項アの場合を除く。）の手数料の額は、それぞれ123の8の2の項イ、123の8の3の項イ、123の8の4の項イ又は123

の11の項イに掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 別表第1の123の6の項、123の7の項、123の8の2の項から123の11の項まで及び備考の改正規定 令和3年4月1日
  - (2) 別表第1の64の項、65の項、65の3の項、65の6の項及び65の7の項の改正規定 令和3年8月1日
- 2 この条例の施行の際、現に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号。以下「改正法」という。）第2条の規定による改正前の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の許可を受けて営業を行っている者が同条第3項の有効期間の満了日までに行う当該許可に係る営業を継続するための改正法第2条の規定による改正後の食品衛生法（以下「新法」という。）第55条第1項の許可（当該営業に係る初回の許可に限る。）に係る申請に係る手数料の額は、この条例による改正後の杉並区事務手数料条例（以下「新条例」という。）別表第1の23の項から54の項までに規定する許可更新申請に係る手数料の額とする。ただし、その額がこの条例による改正前の杉並区事務手数料条例（以下「旧条例」という。）別表第1の23の項から56の項までに規定する許可更新申請に係る手数料の額を超える場合は、当該額とする。
- 3 この条例の施行の日の前日において、現に食品製造業等取締条例を廃止する条例（令和2年東京都条例第71号）による廃止前の食品製造業等取締条例（昭和28年東京都条例第111号）第5条の3第1項又は第2項の許可を受けて営業を行っている者が令和6年5月31日までの間に行う当該許可に係る営業を継続するための新法第55条第1項の許可（当該営業に係る初回の許可に限る。）に係る申請に係る手数料の額は、新条例別表第1の23の項から54の項までに規定する許可更新申請に係る手数料の額とする。ただし、その額が旧条例別表第1の58の項に規定する許可更新申請に係る手数料の額を超える場合は、当該額とする。

(提案理由)

食品衛生法等の一部が改正されたこと等に伴い、見直し後の営業許可業種に係る営業許可申請手数料等を定める等の必要がある。